

県有施設における電気自動車用充電設備導入事業仕様書

1 事業名

県有施設における電気自動車用充電設備導入事業

2 目的

県では、愛媛県地球温暖化対策実行計画に基づき、ガソリン車から電動車への転換を推進しているところであり、県が所有する施設（以下、「県有施設」という。）に充電設備を導入することにより、EVの普及に寄与する利用環境の整備と、県有施設への誘客促進を図るとともに、脱炭素社会の実現を目指すことを目的とする。

3 事業の概要

本事業は、県有施設の駐車場を活用し、EVが利用可能な充電設備（配線等の附帯設備等を含む。以下、「EV充電設備等」という。）を整備するもので、EV充電設備等の設計、設置工事、維持管理、充電設備の利用システム等の整備、運用及び事業期間終了後のEV充電設備等の撤去に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

(1) 事業者は、EV充電設備等の設置に必要な用地等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けること。

なお、事業期間中の使用に伴う施設使用料は、愛媛県財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（昭和39年3月19日条例第5号）に基づき使用料を徴収する。

(2) 事業者は、「4 EV充電設備等を設置する施設」の別紙（設置希望場所）に示す設置場所にEV充電設備等を設置すること。なお、設置の際は施設の駐車場区画等を十分に考慮し、施設の運用・維持管理等に支障をきたすことのないようEV充電設備等の規模を検討するものとする。

(3) 本事業の実施に伴い国の補助事業を活用する場合は、事業者により申請等を行い、補助事業の条件に適応した内容で実施すること。

(4) 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が決定するものとする。

(5) 充電設備の種類については、普通充電器（出力6kW以上）とする。なお、充電時の電力については、原則事業者が、新規に電線引込工事を行った上で、小売電気事業者と電力供給契約を締結することにより、直接調達すること。

ただし、上記工事が実施できない場合、県がEV充電設備等の利用に必要な電力を提供し、事業者が当該使用電力分の電気料金相当額を県に対して精算する際はこの限りでない。

4 EV充電設備等を設置する施設

EV充電設備等を設置する施設は、別紙（設置希望場所）のとおり。

ただし、設置基数については、企画提案内容を踏まえ、県と協議のうえ、決定する。
また、別紙（設置希望場所）以外の設置について、県が設置を必要とした場合は、事業者との協議により決定するものとする。

5 本事業の実施期間

(1) 運用開始時期

県と事業者との協議により決定するものとする。

(2) 事業期間

事業期間は、E V充電設備等の運用を開始した日から起算して最低8年間とし、事業期間中は事業者の責任において、E V充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。ただし、双方の協議により、運用期間を延長することとなった場合は、この限りではない。

(3) 運用終了後

事業期間終了後の行政財産の使用期間は1年以内とし、その間に設備の撤去工事を完了し、現状回復するものとする。

6 本事業の実施に伴う条件等

(1) E V充電設備等の設計・整備、運用管理、保守メンテナンス等、E V充電設備等の運用に係る一切を事業者の負担により行う。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、県は一切の責任を負わない。

(2) E V充電設備等の整備等に係る各種の手続きに要する費用は、事業者の負担とする。

(3) E V充電設備等の整備にあたっては、事業者は、事前にE V充電設備等の仕様、施工方法等を記した施工計画書を県に提出し、県の承諾を得るものとする。

(4) 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に県と協議を行うものとする。

(5) 本事業を実施するにあたり、事業者が県との間に取り交わす協定等に定める義務を履行しない場合には、協定等を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復すること。

(6) 事業者は、E V充電設備等の運転開始前後に事故や障害等が発生した場合は、ただちに県に連絡したうえで対応し、その結果を県に報告しなければならない。また、県や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様である。

(7) 事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合やE V充電設備等の整備及び管理に関する県との合意事項（協定書、行政財産使用許可書等において定める事項）に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合その他事業者の責めに帰すべき事由により県が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。

(8) 事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、県が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。

- (9) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。
- (10) 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる県の損失は、原則として、事業者の負担とする。
- (11) 事業者は、設置したE V充電設備等の利用状況を毎年県に報告すること。
- (12) 事業者は、業務上知り得た内容、情報等を第三者にもらしてはならない。事業終了後も同様とする。

7 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議のうえ、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。